

三郷町イメージキャラクターたつたひめデザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三郷町イメージキャラクターたつたひめのデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「三郷町イメージキャラクターたつたひめ」とは、商標登録第5525581号として登録されているものをいう。

(使用の承認申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ三郷町イメージキャラクターたつたひめデザイン使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、三郷町が作成する印刷物等又は三郷町職員の名刺に使用する場合は、この限りでない。

(1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

(2) 申請者の概要及び現況を示すもの

(3) その他参考となるもの

2 前項の規定による提出に要した費用は、申請者の負担とする。

3 申請者は、デザインを使用した商品、景品等（以下「物品」という。）ごとに申請を行うものとする。

(使用の承認基準)

第4条 町長は、前条第1項の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、三郷町イメージキャラクターたつたひめデザイン使用（変更）承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、条件を付することができるものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、デザインの使用を承認しないものとし、三郷町イメージキャラクターたつたひめ使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(1) 三郷町イメージキャラクターたつたひめのイメージを損なう恐れがあるとき。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はその恐れがあるとき。

(3) 特定の個人、政治、思想等の活動に利用する恐れがあるとき。

- (4) 不当な利益を得ることを目的として使用する恐れがあるとき。
- (5) 町の事業又は町長が認めた関連事業を推進する上で支障があるとき。
- (6) 町のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (7) 社会通念上、承認することが不適切と認められるとき。
- (8) その他町長が適当でないとき。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の注意事項)

第6条 第4条第1項の規定によりデザイン使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的のみに使用すること。
- (2) 可能な限り「三郷町イメージキャラクターたつたひめ」との表記を付すること。
- (3) 町長が定めたデザインの形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 使用前にデザインを使用した完成品の見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成品の見本の提出が困難なときは、写真など確認できるものの提出をもってこれに代えることができる。
- (5) デザイン使用に際しては、登録商標であることを必ず明記すること。
- (6) 使用者は、物品の商標登録出願、意匠登録出願等を行わないこと。

(承認内容の変更等)

第7条 使用者が、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめ三郷町イメージキャラクターたつたひめデザイン使用変更申請書(第4号様式)に変更が確認できる資料等を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、三郷町イメージキャラクターたつたひめデザイン使用(変更)承認通知書(第2号様式)により使用者に通知するものとする。

(使用承認の取消し等)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又はその使用を停止することができるものとする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき又は第6条の規定に違反してい

ると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき。

- 2 町長は、使用承認の取消しを決定したときは、三郷町イメージキャラクターたつたひめデザイン使用承認取消通知書（第5号様式）により使用者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認を取り消された者（以下「承認取消者」という。）は、当該承認にかかる物品をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 町長は、承認取消者に対して、当該承認にかかる物品の回収を求めることができる。
- 5 町長は、前2項の規定により承認取消者に生じた損害に対し、一切の責任を負わないものとする。

（責任の制限）

第9条 町長は、使用者が、デザインの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、損害賠償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。